様式第1号(第4条関係)

学校給食申込書

令和　　　年　　　月　　　日

(あて先)　橋本市長

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住所　〒　　―　　　橋本市 |
| 電話番号 |
| フリガナ  保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| フリガナ  対象児童・生徒氏名 |
| 学校名　　　　　小・中学校／生年月日　　　　　　年　月　日 |

　私は、裏面の「橋本市学校給食の提供に関する事項」を了承し、学校給食の実施の対象となる児童または生徒について、下記のとおり提出します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 該当に○をしてください。↓ | |
| 1 | 学校給食を申し込みます(完全給食) |  |
| 2 | 学校給食を申し込みます(部分給食)　　パンを除去 |  |
| 3 | 学校給食を申し込みます(部分給食)　　牛乳を除去 |  |
| 4 | 学校給食を申し込みます(部分給食)　　パン・牛乳を除去 |  |
| 5 | 学校給食を申し込みます(部分給食)　　献立・食材により除去  　　※代替食は、出来ません。給食費は完全給食と同額です。 |  |
| 6 | 特段の理由により学校給食を申し込みません |  |

　　※2・3・4・5・6に○をされた方は、理由をお答えください。

　　　(後日、診断書等の提出が必要となります。別途学校から連絡があります。)

　　　□食物アレルギーのため(内容：　　　　　　　　　　　　　　　　)

　　　□病気のため(病名等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

　　　□その他(　代替食　豆乳対応　　　　　　　　　　　　　　　　　)

《備考》

　　・この申込書は、学校へ提出してください。また、児童・生徒1人につき1枚ご提出ください。

　　・保護者欄には、学校給食費を納付する方の氏名を記入してください。

　　・この申込書は、当該児童・生徒が橋本市立中学校へ進学した場合は、橋本市立中学校卒業までまたは、橋本市立学校以外の学校へ転校するまで有効となります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 教育委員会受付欄 |
|  |

【裏面】

「橋本市学校給食の提供に関する事項」

　・橋本市は、衛生管理と食の安全性の確保を徹底し、栄養的にバランスのとれた魅力ある給食の実施に努め、子どもたちの「心とからだの健康作り」を進めていることから、特別な理由のない限り「学校給食の申込み」をお願いいたします。

　・学校給食は、学校の休業日を除く日で実施しますが振替休業や学校行事等で変更する場合があります。

　・橋本市学校給食費は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 1人あたり　月額　　　(円) | | |
| 市立小学校に就学する児童及び勤務する職員 | 市立中学校に就学する生徒及び勤務する職員 | |
| 中学3年最終月を除く月分 | 中学3年最終月分 |
| 完全給食 | 4,500 | 4,750 | 1,900 |
| パン除去 | 4,310 | 4,550 | 1,810 |
| 牛乳除去 | 3,670 | 3,950 | 1,580 |
| 牛乳・パン除去 | 3,470 | 3,760 | 1,500 |

　・事前に学校へ連絡があり、その後連続して7日(土・日・祝日を含む)を超える欠席の場合、及び転入、転出の場合は、食数計算で減額又は還付します。

　・橋本市学校給食費は、4月から2月の11回で、毎月25日(休業日の場合は、翌営業日)に指定口座より引落しします。

　　なお、何らかの理由により引落が出来なかった場合、納付書を発行しますので、納付書に記載された納期限内に指定金融機関等により入金ください。

　・くれぐれも、学校給食費の未納のないようにお願いします。

　　なお未納が生じた場合、橋本市長から支給を受ける児童手当の額から充当し、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てることとします。

　　また、納期限を越えた場合は、橋本市学校給食費徴収規則、橋本市債権管理マニュアルに基づき、法的措置を含む対応をさせていただきます。